

## 船舶事故調査報告書

平成24年9月6日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年1月22日 04時45分ごろ
発生場所	宮崎県日向市細島港検疫錨地 日向市所在の細島灯台から真方位051° 1,970m付近 (概位 北緯32° 26.1′ 東経131° 42.1′)
事故調査の経過	平成24年2月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 貨物船 <small>ヴァーダント アイランド</small> VERDANT ISLAND（パナマ共和国籍）、19,822トン 9338539（IMO番号）、AMBITIOUS LINE S.A. 175.53m×29.40m×13.70m、鋼 ディーゼル機関、6,840kW、2006年8月31日 B 漁船 第二十二 <small>ぜんこう</small> 全功丸、4.81トン MZ3-10044（漁船登録番号）、個人所有 9.35m(Lr)×2.67m×0.88m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和53年11月15日
乗組員等に関する情報	A 一等航海士A（フィリピン共和国籍） 男性 59歳 締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給） 交付年月日 2011年11月25日 (2015年10月5日まで有効) B 船長B 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年6月25日 免許証交付日 平成20年3月7日 (平成25年3月6日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船尾外板の擦過傷 B 球状船首部の破損
事故の経過	A船は、船長Aほか19人が乗り組み、バース待ちのため、平成24年1月22日00時00分ごろ細島港東方沖の検疫錨地に錨泊した。 一等航海士Aは、甲板員1人と共にレーダーを使用しながら守錨当直を行っていたところ、B船が接近していることに気付いたので、注意を喚起するために探照灯を照射したが、B船はそのまま接近を続け、04時45分ごろA船の右舷船尾にB船の船首が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、21日10時00分ごろ宮崎県門川町門川漁港を出港して漁を行ったのち、細島港東方沖を門川漁港へ向けて

	<p>北進していた。</p> <p>船長Bは、自動操舵として椅子に座り、3～4ノットの対地速力で航行していたところ、A船が前方約3kmに錨泊していることを知ったが、居眠りに陥り、B船がA船に向けて航行を続け、B船の船首がA船の右舷船尾に衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期</p>	
その他の事項	<p>B船は、通常夕刻に出港して漁を行い、翌朝に入港する操業を繰り返していたが、本事故発生の前日は通常より早く出港しており、船長Bは、出港前に十分な睡眠を取れず、本事故当時は眠気を感じていた。</p> <p>船長Bは、A船の探照灯の照射に気付かなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、細島港東方沖の検疫錨地において錨泊中、守錨当直中の一等航海士Aが、B船が接近していることに気付き、注意を喚起しようとして探照灯を照射したが、B船が、A船に向けて航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、細島港東方沖を北進中、船長Bが前方に錨泊しているA船を知っていたものの、居眠りに陥ったことから、B船が、A船に向けて航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、睡眠不足により居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、細島港東方沖において、A船が錨泊中、B船が北進中、船長Bが居眠りに陥ったため、B船がA船に向けて航行を続け、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中に眠気を感じたときは、航行を続けずに仮眠を取るなどし、居眠りに陥って航行することとならないようにすること。</li> </ul>	